（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十六条の十一　法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　個人番号又は基礎年金番号

［三・四　略］

2　［略］

（公務障害年金の決定の請求）

第百十七条　公務障害年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～十二　略］

［2～4　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十七条の二　公務障害年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

2　法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～六　略］

3　［略］

（併給調整事由消滅の届出）

第百十七条の三　公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

2　［略］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十七条の四　法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　略］

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十六条の十一　法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三・四　同上］

2　［同上］

（公務障害年金の決定の請求）

第百十七条　公務障害年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

［二～十二　同上］

［2～4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十七条の二　公務障害年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

2　法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～六　同上］

3　［同上］

（併給調整事由消滅の届出）

第百十七条の三　公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

2　［同上］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十七条の四　法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　同上］